

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続による手続開始の揭示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年7月5日（水）

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

総務企画部長 小澤 宗弘

1 業務概要

(1) 業務名 大熊町公営住宅整備基本計画検討等業務

(2) 業務の目的

大熊町では、大川原地区において公営住宅（先行工区、現時点では木造戸建住宅 50 戸程度を予定）の整備を計画しており、基本計画策定、基本設計・実施設計、建設工事を順次進めていく必要がある。

本業務は、公営住宅整備の円滑な推進を図ることを目的に、平成29年度において、町が行う基本計画の策定、発注業務及び業者決定後の基本設計業務受注者との調整業務等の支援を行うものである。

(3) 業務内容

① 基本計画策定支援業務

② 基本設計支援業務

詳細は別紙1仕様書のとおり。

(4) 履行期間

以下のとおり予定している。

平成29年8月中旬から平成30年3月23日（金）まで

(5) その他

① 本業務の参考業務規模は 13,000 千円程度(税込)を想定している。

なお、業務履行過程において、業務内容の変更を行う場合がある。

② 本業務は、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは以下のとおりとする。

- ・総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- ・関係団体等との打合せ等
- ・成果物の照査

2 企画競争参加資格要件（選定されるために必要な資格）

本業務への参加は、次に掲げるすべての要件を満たしている単体企業であること。

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

② 当機構東日本地区(対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道)における平成29・30年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分が「建築設計」の認定を受けていること。

- ③ 企画競争参加表明書(以下「参加表明書」という)の提出期限から見積合わせの時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象とする指名停止を受けていない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限から見積合わせの時までの期間に、大熊町から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 参加表明書提出期限時点で、一級建築士もしくは二級建築士の資格保有者と恒常的な雇用関係にあること。
- ⑥ 平成 19 年度以降(平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで)に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)のうち、下記に示す「業務 A 又は業務 B」の実績を 1 件以上有する者であること。
 - ・業務 A：公営住宅の新規建設に係る基本計画策定又は基本設計業務
 - ・業務 B：賃貸住宅の新規建設に係る基本計画策定又は基本設計業務
- ⑦ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- ⑧ 配置予定主任技術者に対する要件
 - イ 平成 19 年度以降(平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで)に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)のうち、⑤に示す業務 A 又は業務 B の実績を 1 件以上有する者。
 - ロ 下記の資格を有し登録を行っている者であること。
 - ・一級建築士又は二級建築士
 - ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
 - ニ 手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が 4 億円未満かつ 10 件未満である者。手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務を対象とする。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

選定に係る評価基準は以下の「4 技術提案書の提出者を選定するための評価基準」のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則 5 者を選定する。ただし、同点により 5 者以上となった場合は、当該者すべてを選定するものとする。

また、企画競争参加表明者が 5 者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が 5 者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

4 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 技術的能力(一級建築士資格保有者数)
- (2) 経験・実績(業務 A 又は業務 B の実績)
- (3) 地域精通度
- (4) 配置予定主任技術者の資格、経歴の状況
- (5) 配置予定主任技術者の業務執行能力(業務 A 又は業務 B の実績)
- (6) 配置予定主任技術者の地域精通度

(7) 業務実施体制の妥当性（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、業務A又は業務Bの実績の内容
- (2) 業務実施方針及び手法
業務理解度の高さ、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
- (3) 特定テーマに対する技術提案
技術提案の的確性、実現性

6 手続き等

(1) 担当部署等

① 契約関係及び平成29・30年度の競争参加資格について

〒983-0852

宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1 東武仙台第1ビル7階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

総務企画部経理課（担当：川辺） 電話：022-355-4563

（詳細は、機構HP→入札・契約情報→競争参加資格（変更届を含む）
→平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格審査について→建設
コンサルタント等、を参照）

② 技術関係

〒970-8026

福島県いわき市平字田町120番地ラトブ8階

独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部復興拠点事業推進課（担当：土田、久保田）

電話：0246-38-8086

(2) 説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成29年7月5日（水）から平成29年7月27日（木）まで

交付方法：当機構ホームページからのダウンロードによる。

(3) 企画競争参加表明書を提出できる者の範囲

企画競争参加表明書を提出する時において、2②に掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、企画競争参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も企画競争参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、見積合わせの時までに、当該資格の認定を受け、かつ、企画競争参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

< 提出期限 >

平成29年7月19日（水）午後5時00分

< 提出場所 >

上記（1）②に同じ。

< 提出方法 >

予め提出日時を前日までに連絡の上、内容を説明できる者が提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易

書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を参加表明書と併せて提出すること。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

<提出期限>

平成29年7月28日（金）午後5時00分

<提出場所>

上記（1）②に同じ。

<提出方法>

予め提出日時を前日までに連絡の上、内容を説明できる者が提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を技術提案書と併せて提出すること。

(6) 見積合わせの日時及び場所及び方法

①日 時：平成29年8月7日（月） 午後2時00分

②場 所：〒983-0852

宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1 東武仙台第1ビル6階
独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部
入札室（経理課 電話：022-355-4563）

③提出方法：見積書は持参すること。郵送または電送によるものは受け付けない。なお、天変地異その他の理由により見積合わせを執行することが困難であると認められるときは、当該見積合わせの執行を延期し、停止し、又は中止することができるものとする。

(7) 本業務において、手続きに参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

7 その他

(1) 契約保証金 納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

6（1）に同じ。

(4) 次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は、入札説明書を参照すること。

①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

(5) 詳細は説明書による。

以 上